

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

- 国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成十六年達示第八十三号）の一部を次のように改正する。
- 第四条第一項第二号中、「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改め、同条第二項中、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認める場合は、当該事業年度における終業時刻を午後五時十五分とすることができる。
- 4 業務の都合上必要があると認める場合は、前三項の休憩時間を変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第二項を適用する教職員の休憩時間は、正午から午後零時四十五分とする。
- 第六條第一項中、「以下」を「以下この条において」に改める。
- 第十三條第一号中、「以下」を「次号において」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。
- 三 六月十八日（創立記念日）
- 第十六條第二項中、「休憩時間」を「及び休憩時間」に改める。
- 第二十一條第一項第二号中、「以下」を「以下この条において」に改め、同項第三号中「地方公務員」の下に「、地方独立行政法人の職員」を、「国家公務員退職手当法施行令」の下に「（昭和二十八年政令第二百十五号）」を加え、「以下」を「以下この条において」に改める。

別表第一を次のように改める。
別表第一（第4条、第5条関係）

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
授業に従事する教員のうち部門長が指定する者	午前9時30分から午後6時15分まで	午後1時から午後1時45分まで
	午前9時30分から午後6時30分まで	午後1時から午後2時まで
原子炉実験所経理課電気掛に勤務する職員のうち、原子炉実験所長が指定する者	午前10時30分から午後7時15分まで	午後1時から午後1時45分まで
	午前7時15分から午後4時まで	午後11時15分から午後12時まで
医学部附属病院事務部、医学部附属病院長が指定する者	午前8時から午後4時45分まで	午後0時15分から午後1時まで
	午前11時30分から午後8時	午後3時30分から午後4時1
医学部附属病院事務部企画室に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前11時30分から午後8時	午後3時30分から午後4時1

	15分まで	5分まで
--	-------	------

医療法人社協の医療機関
別表第2（第5条関係）

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間	
		午前8時30分から午後5時15分まで	午後1時から午後1時45分まで
診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する者 部局長が指定する者	午前8時30分から午後5時30分まで	午後1時から午後2時まで	

医療法人社協の医療機関
別表第3（第16条関係）

教職員の区分	割振り 単位期間	週休日	始業及び終業の時刻		休憩時間
			午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時15分から午後1時まで	
医学部附属病院の診療科及び中央診療施設に勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8日又は7日勤務日	午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで	
			午後5時15分から翌日午前1時15分まで	午前1時15分から午前2時15分まで	
			午前8時30分から午後9時30分まで	午後0時15分から午後1時15分まで、午後5時30分まで	
			午前8時30分から午後0時30分まで		
			午後1時から午後5時まで		

<p>薬剂 検査 理学 部、輸 血部 及び 病理 部に 勤務 する 教職 員 の うち 、 医学 部 附 属 病 院 長 が 指 定 す る 者</p>	<p>4 週 間</p>	<p>医学 部 附 属 病 院 長 が 指 定 す る の 1 日 又 は 7 日 勤 務 日</p>	<p>午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで</p>	<p>午後 0 時 15 分から 午後 1 時まで</p>
			<p>午前 8 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで</p>	<p>正午から 午後 1 時まで</p>
<p>薬剂 検査 理学 部、輸 血部 及び 病理 部に 勤務 する 教職 員 の うち 、 医学 部 附 属 病 院 長 が 指 定 す る 者</p>	<p>4 週 間</p>	<p>医学 部 附 属 病 院 長 が 指 定 す る の 1 日 又 は 7 日 勤 務 日</p>	<p>午前 8 時 15 分から 午後 5 時 15 分まで</p>	<p>午後 5 時 15 分から 翌日 午前 8 時 30 分まで</p>
			<p>午前 8 時から 午後 5 時まで</p>	<p>午後 7 時 15 分から 午後 8 時まで</p>
			<p>午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで</p>	<p>午後 0 時 30 分から 午後 1 時 30 分まで</p>
			<p>午前 8 時から 午後 5 時 30 分まで</p>	<p>午後 0 時 15 分から 午後 1 時 15 分まで</p>
<p>薬剂 検査 理学 部、輸 血部 及び 病理 部に 勤務 する 教職 員 の うち 、 医学 部 附 属 病 院 長 が 指 定 す る 者</p>	<p>4 週 間</p>	<p>医学 部 附 属 病 院 長 が 指 定 す る の 1 日 又 は 7 日 勤 務 日</p>	<p>午後 5 時 15 分から 翌日 午前 8 時 30 分まで</p>	<p>午後 7 時 15 分から 午後 8 時から 午前 0 時まで</p>
			<p>午後 5 時 30 分から 翌日 午前 8 時 30 分まで</p>	<p>午後 8 時から 午前 0 時まで</p>

<p>栄養部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者</p>	4週間	<p>病院長が指定する8日又は7日勤務日</p>	午後5時30分まで	
			午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時30分から午後1時15分まで
			午前9時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午後0時30分から午後6時30分まで	
			午前7時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
<p>医学部附属病院看護部に勤務する看護部長、副看護部長、看護棟・外来棟・外来棟看護棟長、看護師長及びその副、看護師長職その他、医学部附属病院長が指定する者</p>	4週間	<p>医学部附属病院長が指定する8日又は7日勤務日</p>	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時15分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前8時15分から午後5時まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
			正午から午後8時45分まで	午後4時から午後4時45分まで
<p>医学部附属病院看護部に勤務する、看護棟副看護師長のうち、及び産科附属病院指定する者</p>	4週間	<p>医学部附属病院長が指定する8日又は7日勤務日</p>	午前1時から午後9時45分まで	午後5時から午後5時45分まで
			午後1時15分から午後10時まで	午後5時15分から午後6時まで
			午前8時15分から午後9時45分まで	午後3時30分から午後4時15分まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後5時45分まで
			午後1時15分から午後10時まで	午後5時15分から午後6時まで
医学部附属病院看護		医学部附属	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時15分まで

<p>部に勤務する看護師 長のうちが指定する 者（他の「定める 区分」に定める者を 除く。）</p>	<p>4週間</p>	<p>病院長が指 定する8日 又は7日 勤務日</p>	<p>午前8時30分から午 後5時30分まで</p>	<p>午後0時30分から午 後1時30分まで</p>
			<p>午後4時30分から翌 日午前9時30分まで</p>	<p>午後8時30分から午 後9時30分まで</p>
<p>医学部附属病院看護 部棟に勤務する副 看護師、看護士、 助産師、准看護師、医 看護学部の院長が指 定する者</p>	<p>4週間</p>	<p>医学部附属 病院長が指 定する8日 又は7日 勤務日</p>	<p>午前8時から午後4時 45分まで</p>	<p>正午から午後0時45 分まで</p>
			<p>午後1時から午後9時 45分まで</p>	<p>午後5時から午後5時 45分まで</p>
			<p>午前0時から午前8時 45分まで</p>	<p>午前5時から午前5時 45分まで</p>
			<p>午後3時15分から午 前0時まで</p>	<p>午後7時15分から午 後8時まで</p>
			<p>午後3時45分から翌 日午前0時30分まで</p>	<p>午後7時45分から午 後8時30分まで</p>
			<p>午前7時から午後3時 45分まで</p>	<p>午前11時から午前1 1時45分まで</p>
			<p>午後8時から午後4時 45分まで</p>	<p>正午から午後0時45 分まで</p>
			<p>午後8時15分から午 後5時まで</p>	<p>午後0時15分から午 後1時まで</p>
			<p>午後3時45分から午 前0時30分まで</p>	<p>午後7時45分から午 後8時30分まで</p>
			<p>午後3時15分から午 前0時まで</p>	<p>午後7時15分から午 後8時まで</p>
<p>医学部附属病院看護 部手術部に勤務する 副看護師、看護師、 助手のうち、医学部</p>	<p>4週間</p>	<p>医学部附属 病院長が指 定する8日 又は7日 勤務日</p>	<p>午後3時15分から午 前0時まで</p>	<p>午後7時15分から午 後8時まで</p>

<p>附属病院長が指定する者</p>			午後4時30分から翌日午前9時30分まで	午後8時30分から午後9時30分まで
			正午から午後8時45分まで	午後4時から午後4時45分まで
<p>医学部附属病院看護部中央診療施設に勤務する師、手の病院看護部附属者</p>	<p>4週間</p>	<p>医学部附属病院長の1日勤務日</p>	午前8時15分から午後5時まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前11時15分から午後8時まで	午後3時15分から午後4時まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後5時45分まで
			午後1時15分から午後10時まで	午後5時15分から午後6時まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前7時45分から午後4時30分まで	午前11時から午後0時30分まで
			午前7時から午後3時45分まで	午前11時から午前11時45分まで
			午後3時45分から翌日午前0時30分まで	午後7時45分から午後8時30分まで
			午後3時15分から午前0時まで	午後7時15分から午後8時まで
<p>医学部附属病院看護部救急に勤務する師、看護部長、看護師、看護士、看護補助師、看護士長、医学部附属院長が指定する者</p>	<p>4週間</p>	<p>医学部附属病院長の1日勤務日</p>		

			4週間	医学部附属病院看護管理 室に勤む、指定する 所属手病院長が指 定者	午前0時から午前8時 45分まで	午前5時から午前5時 45分まで
					午後1時から午後9時 45分まで	午後5時から午後5時 45分まで
		医学部附属 病院が指 定するの1日 勤務日	4週間	医学部附属病院看護 部材料部に勤む、指 定する者	午前8時30分から午 後5時15分まで	午後0時30分から午 後1時15分まで
					午前8時30分から午 後5時30分まで	午後0時30分から午 後1時30分まで
		医学部附属 病院が指 定するの1日 勤務日	4週間	医学部附属病院看護 部精神科神経科看護 棟に勤む、指定する 所属手病院長が指 定者	午前7時30分から午 後4時15分まで	午前11時30分から 午後0時15分まで
					午前8時から午後4時 45分まで	正午から午後0時45 分まで
医学部附属病院看護 部に勤務する		医学部附属	4週間	医学部附属病院看護 部精神科神経科看護 棟に勤む、指定する 所属手病院長が指 定する者	午後1時から午後9時 45分まで	午後5時から午後5時 45分まで
					午後3時から午後4時 45分まで	午後7時45分から午 後8時30分まで
		医学部附属	4週間	医学部附属病院看護 部精神科神経科看護 棟に勤む、指定する 所属手病院長が指 定する者	午後3時15分から午 前0時まで	午後7時15分から午 後8時まで
					午前0時から午前8時 45分まで	午前5時から午前5時 45分まで
		医学部附属	4週間	医学部附属病院看護 部精神科神経科看護 棟に勤む、指定する 所属手病院長が指 定する者	午前8時から午後4時 45分まで	正午から午後0時45 分まで
					午後3時から午後4時 45分まで	午後7時45分から午 後8時30分まで

手のうち、医学部附属病院が指定する者(他の「教職員区分」に定める者を除く。)	4週間	病院長が指定する8又は7の1日勤務日	前0時30分まで	後8時30分まで
			午後3時15分から午前0時まで	午後7時15分から午後8時まで
医学部附属病院事務部に勤務する職員(守衛を除く。)のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定するの1日勤務日	午前0時から午前8時45分まで	午前5時から午前5時45分まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時5分から午後1時30分まで、午後9時15分まで、翌日午前0時から午前6時30分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	午後9時15分から午後10時から午前6時30分
			午前8時30分から午後2時15分まで	正午から午後1時まで 午後0時15分から午後1時まで
原子炉実験所に勤務する原子炉実験所長が指定する者	4週間	日曜日及び土曜日	午前8時30分から午後9時までの間の110分から翌午前9時まで	原子炉実験所長が定める1時間30分
			午後1時から午後6時まで	
			午後2時15分から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める2時間45分

			午後 6 時 30 分から翌 日午前 9 時まで	原子炉実験所長が定め る 1 時間 30 分
霊長類研究所附属人 類進化モジュール研究セ ンターに勤務する教 職員	4 週間	霊長類研究 所長が指定 する 8 の 1 日勤務日	午前 8 時 30 分から午 後 5 時 30 分まで	正午から午後 1 時まで
総合博物館に勤務す る職員のうち、総合 博物館長が指定する 者	4 週間	総合博物館 長が指定す る 8 の 1 日 勤務日	午前 8 時 30 分から午 後 5 時 30 分まで	正午から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 2 時 まで
ワールド科学教育入 海センター瀬戸臨海 センターに勤務する 実職員	4 週間	ワールド 科学教育セ ンターが指 定する 8 の 1 日 勤務日	午前 8 時 30 分から午 後 5 時 30 分まで	午前 11 時 30 分から 午後 0 時 30 分まで 午後 0 時 30 分から午 後 1 時 30 分まで

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。